

NPO 中部日本潜水連盟会則

告知運用 平成 23 年 4 月 11 日

施行 平成 24 年 1 月 23 日

改訂 平成 27 年 1 月 25 日

改訂 平成 28 年 1 月 17 日

[発行：NPO 日本中部日本潜水連盟事務局]

[平成 28 年 1 月 20 日]

NPO 中部日本潜水連盟会則

告知運用 平成23年4月11日

改定 平成28年1月17日

序文

中部日本潜水連盟は中部地区において海洋スポーツのスキューバ・ダイビングの発展を図る目的で1967年（昭和42年）4月に結成準備がなされ、アマチュアクラブが主体となり翌年1968年1月に組織として設立されました。

中潜の結成はスキューバ技術の向上と安全教育の必要性、さらに漁業関係、海上海洋関連機関との調整の重要性が増したことも起因しています。そうした取り巻く環境の変遷は、海洋スポーツの多様化そして海の環境問題に見られて来ています。今日の海と人との関わりは、私たちへ変化を求めるメッセージになっているのではないのでしょうか。

私たち中部日本潜水連盟は独立した団体として多くの課題を持つことになりました。それは中潜としての目的そして目標、運営、さらに、自然と環境と社会との関わりなど多くを模索している事です。これら課題を持つことは、向上へと繋がると考えます。

私たちは潜水スポーツを通じ会員相互の理解を深めると共に社会人として心身の向上を図るものです。潜水技術、安全教育、潜水競技、水中世界の紹介と楽しみの享受などの活動と海上海洋関連機関の調整などへの取り組みを進めなくては成りません。

近年の水中映像技術の向上は水中世界の楽しみ方を広げました。見るだけでなく水中の様子を見せ、伝える事ができるようになりました。加えて言うならば、水中の様子やその現状を知らせられる水中活動を市民レベルで行えます。これらは私達以外に出来ない活動ともいえます。

海洋ボランティア活動の展開はダイビングマナーの向上と社会マナーを知るだけでなく環境を考えそして、学ぶ事に繋がります。2008年に総会で承認された「オーシャン・パスポート」発行団体と成ったのもそのひとつです。

私たちは営利を目的とせずスキューバダイビングを核に人と海にとっての健全な関係が保たれることを希求すべく活動を行うものです。

第一条（本会の目的と主旨）

- 1、私たちは、ダイビング関係者と海と自然を愛する全ての人々と親睦を図り、安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与することを目的とします。
- 2、営利を目的とせずスキューバダイビングを通じ海洋環境が良好な状態に保たれることを願うと共にそのための活動を行います。

第2条（会の名称）

- 1、本会の名称は、NPO 中部日本潜水連盟とします。（以下の文中で中潜と表記します）

第3条（中潜の業務）

- 1、中潜は、次の業務を行う。
 - （1）安全潜水に関する技術の向上、研究と教育。
 - （2）海の環境を守る活動とその学習。
 - （3）ダイバーのマナー向上の教育と啓蒙。
 - （4）情報公開活動（ホームページ、メルマガの運営）映像などの文化活動。
 - （5）ボランティアダイバーの管理と運営。
 - （6）その他、中潜の目的を達成するための必要な事項。

第4条(会員の資格と責任)

- 1、会員は一般会員と準会員を以って構成する。会員は連盟の主旨に基づいて海と社会のマナーを守らなければならない。会員は連盟の運営における経費を負担しなければならない。
- 2、会員は、団体で加盟したアマチュアグループ等のクラブ員、及び個人で日本国内に在住し人種、国籍、性別を問わない。
- 3、準会員とは上記に当てはまらない者、或いは法人で連盟の趣旨に賛同するサークル及び団体をさす。

- 4、会員そして会員となる者は反社会的団体の構成員であってはならない。
- 5、中潜の会員になるには会員の推薦をうけ、理事の承認を持って会員とする。
- 6、退会は本人の意思によりできる。また、中潜理事会において会員不適格と判断された者は除名される。
- 8、会員証（平成 27 年条項を追加）
 - (1)オーシャンパスポートを会員証に準ず。
 - (2)会員は希望によりオーシャンパスポートを購入する事が出来る。
 - (3)オーシャンパスポートの発行はその趣旨基準に従って行われる。
 - (4)紛失等で失った場合は理由を問わず再発行はされなく、新規に取得する。

第 5 条(組織構成と役員)

- 1、中潜は、正会員の中から次の役員を互選により選出し置くものとする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名（員数は、細則にて）
 - (4) 監 事（監査） 若干名（員数は、細則にて）
 - (5) 顧 問 若干名（員数は、細則にて）

第 6 条（役員任期）

- 1、役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条(会長)

- 1、会長は、中潜を代表し中潜の業務を統括する。
- 2、会長は、総会及び理事会を召集し、その会議を主宰する。
- 3、会長に事故などにより不在ある又は会長が欠けたときは、理事会において会長の業務を代行する者を選任する。他の役員に欠員が生じた場合の補充についても同様とする。

第 8 条(副会長)

- 1、副会長は、会長を補佐し、理事を兼務する。

2、会長が事故等により不在、又は会長が欠ける事情で理事会を直ちに開催することが出来ない場合には、副会長間の協議により会長代行者を選出し、会長の職務を遂行する。

第9条(理事)

1、理事を2名以上置き中潜の運営において必要とする場合に理事の選任を会長が行い、理事にて承認を受ける。

2、理事は、理事会を組織して会則の規定及び総会の決議に従い、業務を審議し、中潜の運営に当たるものとする。

第10条 (監事)

1、監事は、中潜の業務及び会計を監査する。

2、監事は、理事を兼務する。

第11条(顧問)

1、本協議会に顧問を若干名置く。

2、顧問は、理事会の承認を以って会長が委嘱する。

3、顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又、会議に出席して意見を述べることができる。

第12条(会議)

1、会議は、総会及び理事会とし、会長が召集する。

2、総会は、定例会議及び臨時会議とする。

3、定例会議は年1回以上開催するものとし、毎年の第1回目の定例会議(総会)は、新年度の開始月に招集を基本とする。

4、臨時総会は、会長が必要と認める場合に開催する。

5、理事会は、会長及び理事が必要と判断した場合に開催する。

(参考条項) 総会は、加盟クラブの過半数以上の出席(委任者を含む)をもって成立するものとする。

第13条 (議決権)

1、総会の議決については、出席者の過半数以上の賛同をもって成立したものとする。

第14条(費用と会費)

- 1、中潜の運営費用は、会費、参加費その他の収入をもってこれに当てる。
- 2、会費細則（平成27年1月改訂）
 - (1)正会員は年会費を納めるものとする。
 - (2)会費金額は理事会の提案を基に総会の承認を経て決定される。
 - (3)会費はクラブ加盟を問わず加盟人数で納入する。
 - (4)納入については、郵送、振込、現金を問わない。なお、現金の場合は総会時に納入するか中潜役員を通じて納める。

会費補則

- (1)平成27年度総会より年会費を1千円とする。

第15条（年度）

- 1、中潜の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第16条(会計監査)

- 1、会長は、前年度における会計報告及び収支決算報告書を作成し、監事の監査を経て、新年度当初の定例会議の承認を受けなければならない。
- 2、幹事は会計書類等を監査し、監査の結果を前項の定例会議において報告しなければならない。
- 3、その他の必要な事項については、別途定めるところによる。

第17条(事務局)

- 1、会長は事務局を置き、設置場所は会長が設定する。
- 2、事務局の業務は、会長が行なうが、必要に応じ補佐として理事または会長が選任する者が補助することを認める。

第18条(細則)

- 1、この会則に定めるもののほか、中潜の事業運営上に必要な事項を、別途細則に定めるとする。
- 2、細則、第14条2項
 - 14-2-1、会費は当面徴収しない。各事業つどに参加費あるいは協力金を募り、経費に

充当する。

3、第3条5項 ボランティアダイバーについては別項にて趣旨を説明する。

付則

(平成23年4月記)

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

1、この会則は、平成23年4月10日の総会において仮承認され、当年度にて暫定的に運営されることとする。平成24年1月の総会までに、検討修正され評決にされるもとする。

(平成24年1月記)

1、この会則は、平成24年1月22日の定期総会にて承認され、即日施行されました。

1、第14条、2項、補則1、会費は当面の間、集めず、中潜の活動を進めつつ検討する。

(平成27年1月25日記)

1、会則代4条2項ならびに第14条8項は平成27年1月25日総会で承認され施行した。

(平成27年12月)

1、会員資格の改訂を行いました、理事会においてより多くの方を加盟して頂くことを取り決めました。そこで、資格枠を広げ、当会の趣旨に賛同していただける方へ向け門戸を広げる事としました。平成28年度総会にて承認を受けます。